

議案第 5 号

基本構想の変更及び基本計画の策定について

別紙のとおり基本構想を変更し、及び基本計画を策定するため、佐倉市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 22 年佐倉市条例第 25 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄